

改正案

現行

<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、学校以外の教育機関等設置に関する条例(昭和三十二年石川県条例第十四号。以下「条例」という。)(第十一条の規定により、石川県埋蔵文化財センター(以下本則において「センター」という。)(の管理運営に關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 略</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第三条 条例第六条の規定による申請は、別記様式第一号による申請書を提出してしなければならない。</p> <p>2 条例第六条の知事が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 定款、寄附行為又はこれらに準ずる書類</p> <p>二 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずる書類</p> <p>三 知事が指定する事業年度分の貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類</p> <p>四 組織、事業内容その他申請者の概要を記載した書類</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> <p>第四条 略</p> <p>第五条 略</p> <p>(開館時間の変更等)</p> <p>第六条 指定管理者は、前二条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、教育長の承認を得て臨時に開館時間</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、学校以外の教育機関等設置に関する条例(昭和三十二年石川県条例第十四号)(第五条の規定により、石川県埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)(の管理運営に關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 略</p>
<p>あると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更し、又は休館する</p>	<p>と認めるときは、臨時に開館時間を変更し、又は休館する</p> <p>第三条 略</p> <p>第四条 略</p> <p>(開館時間の変更等)</p> <p>第五条 教育長は、前二条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更し、又は休館する</p>

改正案

現行

を変更し、又は休館することができる。

2 略

(入館の制限)

第七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒否することができる。

一 略

二 他の入館者に危害を加え、又はセンターの施設、設備、備品若しくは展示品を損傷するおそれがある物品又は動物を携帯する者

三 略

(入館者の遵守事項等)

第八条 センターの入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 三 略

四 指定管理者の指定する場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。

五 略

六 略

七 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示した事項

2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したときは、その者に退去を命じ、又は必要な措置を取ることができる。

(資料の保管の受託)

第九条 指定管理者は、教育長の承認を得て資料の保管の委

ことができる。

2 略

(入館の制限)

第六条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒否することができる。

一 略

二 他の入館者に危害を加え、又はセンターの設備、器具若しくは展示品を損傷するおそれがある物品又は動物を携帯する者

三 略

(入館者の遵守事項等)

第七条 センターの入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 三 略

四 教育長の指定する場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。

五 略

六 略

七 前各号に掲げるもののほか、教育長の指示した事項

2 教育長は、入館者が前項の規定に違反したときは、その者に退去を命じ、又は必要な措置を取ることができる。

(資料の保管の受託)

第八条 教育長は、資料の保管の委託を受けることができる。

改正案

現行

託を受けることができる。

(特別利用の許可等)

第十条 センターが保管する資料(以下「保管資料」という。)

の閲覧、模写、模造、撮影又は写真原板使用等(以下これを「特別利用」という。)(をしようとする者は、別記様式第二号による申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2) 4 略

(保管資料の貸出し)

第十一条 指定管理者は、保管資料を他の公共団体等において公共の用又は公益事業の用に供するときは貸し出すことができる。

第十二条 教育長は、センターの施設、設備、備品若しくは展示品を故意又は過失によりき損又は滅失した者に対して、その損害を賠償させることができる。

第十三条 略

(特別利用の許可等)

第九条 センターが保管する資料(以下「保管資料」という。)

の閲覧、模写、模造、撮影又は写真原板使用等(以下これを「特別利用」という。)(をしようとする者は、別記様式による申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2) 4 略

(保管資料の貸出し)

第十条 教育長は、保管資料を他の公共団体等において公共の用又は公益事業の用に供するときは貸し出すことができる。

第十一条 教育長は、センターの施設、設備、展示品等を故意又は過失によりき損又は滅失した者に対して、その損害を賠償させることができる。

第十二条 略